令和８年（２０２６年）９月３０日更新

令和８年度　世田谷区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）　事業案内

子育ての選択肢の１つとして、ベビーシッターの利用を選択しやすい環境を整備するため、東京都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用した場合、利用料の一部を補助します。保護者の残業、病気、学校行事参加など、一時的に保育が必要となる場面で、幅広く利用できます。事前申請は不要で、お子さんが保育園・幼稚園に通っている方や育児休業中の方も利用できます。

※令和８年度利用分の最終申請締切りは、令和９年（２０２７年）４月１２日です。

１　補助内容

<table>
<tr><th>世帯等の状況</th><th>対象児童</th><th>補助基準額</th><th>利用可能
時間帯</th><th>児童１人あたり
の利用上限時間</th></tr>
<tr><td>下記以外</td><td rowspan="3">小学校
３年生まで</td><td rowspan="4">（午前７時～午後１０時）
２，５００円／時間
（午後１０時～午前７時）
３，５００円／時間</td><td rowspan="4">２４時間
３６５日</td><td>年１４４時間</td></tr>
<tr><td>ひとり親家庭</td><td rowspan="3">年２８８時間</td></tr>
<tr><td>多胎児</td></tr>
<tr><td>障害児</td><td>小学校
６年生まで</td></tr>
</table>

※東京都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用した日において、申請者及びお子さんがともに世田谷区内に居住し、住民登録があることが必要です。

※保育提供対価が対象で、家事援助・兄弟姉妹の送迎等の付随サービス費、年会費、おむつ代等は補助対象ではありません。

※クーポン・ポイント等の利用による割引料金などは対象外です。

２　対象事業者

東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者（以下「認定事業者」といいます。）

※詳細は東京都福祉局のホームページをご参照ください（随時更新）。

二次元コード

３　対象利用期間

令和８年（２０２６年）４月１日（水）～令和９年（２０２７年）３月３１日（水）

４　ベビーシッターの配置

※③は令和 8 年 10 月 1 日利用分から適用

児童１名に対しベビーシッター１名の配置が必要です。配置基準を満たさない場合は、補助対象外です。ただし、以下に該当する場合は、補助対象となります。

①保護者とベビーシッターによる共同保育の場合（保護者は常時保育に関わること）

②未就学児と小学生以上の兄弟姉妹を同時に預ける場合（未就学児１名に対しベビーシッター1 名が必要。例:未就学児 2 名、小学生１名の場合はベビーシッター2 名が必要。）

③**満 1 歳以上**の兄弟姉妹 **2 名まで**を保育する場合で、次の要件をすべて満たす場合

（ア）保育従事者は、**有資格者（保育士または看護師）**であること。

（イ）保育を行う場所は、**児童の自宅**であること。

（ウ）保護者が契約において書面で同意していること。

（エ）ベビーシッター事業者が実施に同意していること。

5　手続きの流れ

（１）ベビーシッターを利用する上での注意事項確認

事前に世田谷区ホームページ「ベビーシッターを利用する前に必ずご確認いただきたいこと」（ページＩＤ：３０９２５）をご確認ください。

二次元コード

（２）認定事業者と契約

認定事業者と直接契約してください。

※契約時に、「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」と必ずお伝えください。

（３）ベビーシッター利用（利用料支払）

認定事業者から以下の書類の交付を受けてください。

①ベビーシッター要件証明書

②領収書

③利用明細書（利用児童名・利用日・利用時間・利用料の内訳が分かる書類）

④（クーポン使用者のみ）クーポンを使用したことが分かる書類

（４）補助金の申請

以下の書類を用意して、専用フォーム（https://logoform.jp/form/JqMJ/1396782）から申請してください。

二次元コード

①ベビーシッター利用内訳表（保護者がお子さんごとに作成）

②認定事業者から交付された書類

ア　ベビーシッター要件証明書（利用した全ベビーシッター分）

イ　領収書

ウ　利用明細書（利用児童名・利用日・利用時間・利用料の内訳が分かる書類）

エ　（クーポン使用者のみ）クーポンを使用したことが分かる書類

③振込先口座の銀行名・支店名・口座番号・名義人が分かる資料（通帳やキャッシュカードの写真等）

④（利用時間が１４４時間を超えた場合）以下のいずれかの書類

障害児……身体障害者手帳、愛の手帳、児童通所受給者証等

ひとり親家庭…戸籍謄本、児童育成手当認定通知書、ひとり親家庭等医療証等

※申請内容によっては、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

（５）補助金のお支払い

審査の上、以下のスケジュール（予定）で補助金をご指定の口座に振り込みます。

支払回	申請期限	入金予定日（申請に不備がない場合）
第１回	令和８年（２０２６年）　７月１４日	令和８年（２０２６年）　８月３１日
第２回	令和８年（２０２６年）１０月１５日	令和８年（２０２６年）１１月３０日
第３回	令和９年（２０２７年）　１月１４日	令和９年（２０２７年）　２月２６日
第４回	令和９年（２０２７年）　４月１２日	令和９年（２０２７年）　５月２４日

6　その他

本事業の詳細は、世田谷区ホームページ「世田谷区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」（ページＩＤ：２８３９９）でご確認ください。

二次元コード

【お問合せ先】
世田谷区ベビーシッター事務センター（委託事業者：アデコ株式会社）
電話　０３－４４５５－５３２１（午前９時～午後５時（土日祝日、年末年始を除く））